

障がいのある人もない人も笑顔で暮らせる社会をめざして 障害者差別解消法が 4月1日から施行されます

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、行政機関や民間事業者には、障がい者に対して「**不当な差別的取扱い**」をしないこと、および「**合理的配慮**」をすることが求められます。
障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人もみんなが笑顔で暮らせる社会を実現していくため、私たち一人ひとりが取るべき行動について考え、実行していきましょう。

不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく“障がいがある”というだけでサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりする行為を禁止します。

行政機関

しては
いけない

民間事業者

しては
いけない

法が適用される対象



具体例



障がい者への合理的配慮の提供

障がい者一人ひとりの状況や必要に応じた変更・調整などを、お金や労力等の負担がかかり過ぎない範囲で提供します。

行政機関

しなければ
ならない

民間事業者

するように
努力



具体例



三重県の取り組み（障がいを理由とする差別の解消に向けて）

三重県職員対応要領（行政サービス等における実効性の確保）

行政サービス等における障がいを理由とする差別の解消を図るため、国・地方公共団体等では、職員が適切に対応するための要領を策定しています。

県では、平成27年12月に策定した「三重県職員対応要領」に基づき、県の事務や事業の実施にあたり、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいの状態に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

障害者差別解消支援地域協議会（相談事案の解決に向けて）

三重県では、平成28年度に、事案解決や類似事案の発生防止等の取り組みを主体的に行うネットワークとして、国や地方公共団体、関係機関等で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会」（仮称）を設置する予定です。

組織イメージ図



障害者差別解消法に関する相談窓口

健康福祉部 障がい福祉課 (4月1日開設)
受付：月～金曜日（8時30分～17時）

TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085

※この他、津地方裁判所およびその支局や、各市町でも4月1日以降、相談窓口を設けます。詳しくはお問い合わせください。

障害者差別解消法 Q&A

- Q 民間事業者による取り組みがきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか。
- A 同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その事業者の事業を担当する大臣等が、事業者からの報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができます。
- Q 個人的に障がいのある方と接する場合の行為や思想・言論も規制の対象になるのですか。
- A 事業者ではない一般の方の行為や個人の思想・言論については、規制の対象ではありませんが、差別のない社会を実現するために、法律の趣旨や内容について県民の皆さんにご理解いただくことは重要であり、さまざまな機会を通じて啓発活動を行ってまいります。
- Q 雇用分野における障がいのある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか。
- A 「障害者雇用促進法」に定めるところによります。三重労働局及びハローワークへお問い合わせください。

障がい者差別の解消は障がいの理解から

障がいには、身体・知的・精神の障がいや、発達障がい、難病など、さまざまな種類があり、障がいのある方の困難も一人ひとり違います。

その方がどんなことで困っているのかを考え、障がいの状態や意向をよくお聞きし、一人ひとりにできることを行っていきましょう。